

甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱

平成19年11月 9日

都第 4 号

(趣旨)

第1 市長は、住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、既存建築物に吹付けられている建材のアスベスト含有調査及び除去等事業を実施する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 吹付けアスベスト等

吹付けアスベスト及び吹付けロックウールで、その含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

(2) 補助対象建築物

本市の区域内に存する建築物をいう。ただし、第4第1項第2号に係るものにあつては、除却する予定のものを除く。

(3) 敷地

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす民間の者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者等

(2) 本市の税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4 この補助金の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物に係る次の事業とする。ただし、国若しくは他の地方公共団体から、この要綱と同様の補助金の交付を受けている事業は除く。

(1) 調査事業

吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査

(2) 除去等事業

吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み

(補助対象経費)

第5 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6 この補助金を受けようとする者は、規則第2条に基づき、補助対象事業に着手する前に、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第7 市長は、第6の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた

ときは、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付を決定したことを申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金を交付すべきでないとしたときは、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書（第3号様式）により補助金を交付しないことを申請者に通知するものとする。

（事業の変更・中止又は廃止）

第8 第7第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をするときは、速やかに甲府市アスベスト飛散防止対策事業変更、中止又は廃止の承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、甲府市アスベスト飛散防止対策事業変更、中止又は廃止の承認通知書（第5号様式）により変更、中止又は廃止を承認したことを当該補助事業者に通ずるものとする。

（施工状況報告）

第9 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに甲府市アスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（完了報告）

第10 補助事業者は、規則第6条の規定により補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、甲府市アスベスト飛散防止対策事業実績報告書（第7号様式）に關係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11 市長は、第10の規定による実績報告書を受理した場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金の額の確定通知書（第8号様式）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12 補助事業者は、第11に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付請求書（第9号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の条件）

第13 補助事業者（個人事業者及び法人（消費税等の納税義務がある者）に限る。）は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入税控除税額報告書（第10号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第14 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件に反したとき。

(3) この要綱及び補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。

2 前項の取り消しは、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により行う。

(補助金の返還)

第15 市長は、第14の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金返還命令書(第12号様式)により行う。

(立入り検査等)

第16 市長は、この補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に補助対象建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとることを命じるものとする。

(書類の整備)

第17 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第5関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
調査事業	補助対象建築物が存する敷地における調査事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の10分の10以内の額（千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額とする。以下同じ。）。ただし、25万円を上限とする。
除去等事業	補助対象建築物が存する敷地における除去等事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、400万円を上限とする。